市連会９月定例会説明資料
令和８年９月１１日
市民局地域活動推進課

認可地縁団体制度の一部変更について【情報提供】
（代表者等の住所の非表示化）

１　趣旨

自治会町内会の皆様におかれましては、日頃より地域の様々な活動にご尽力賜り、厚く御礼申し上げます。

地方自治法施行規則改正に伴い、令和８年 10 月１日より、個人情報保護の観点から、認可地縁団体の代表者等の住所※が原則として非表示となります。

これに伴い、認可地縁団体台帳の写し(証明書)の交付手続等に一部変更がございますので、お知らせします。

２　お願いしたいこと

【区連長】ご承知おきください。
【地区連長】地区定例会等で情報提供をお願いします。
【単位会長】単位会長あて資料を送付します。定例会等で情報提供をお願いします。

３　主な変更点

現在、認可地縁団体の代表者等の住所については、認可地縁団体台帳の写し(証明書)や告示（市報・掲示）に記載されていますが、令和８年 10 月１日以降は、**原則非表示**となります。

（１）認可地縁団体台帳の写し(証明書）の交付

10 月１日以降に区役所地域振興課で交付する認可地縁団体台帳の写しについて、**代表者等の住所が非表示**となります(過去の代表者の住所含む)。

なお、住所が記載された証明書をご希望の場合は、**本人または代理人からの請求**が必要となります(本人確認書類または委任状をお持ちください)。

（２）団体の認可または変更時の告示(市報・掲示)

団体の認可または変更に伴う告示(市報・掲示)においても、10 月１日から代表者等の住所が掲載されなくなります。

※非表示となる認可地縁団体の代表者等の住所

ア　認可地縁団体の代表者の住所　　イ　裁判所により選任された認可地縁団体の代表者の職務代行者の住所
ウ　認可地縁団体の代理人の住所　　エ　認可地縁団体の清算人の住所
オ　認可地縁団体の主な事務所の所在地（アからエまでに掲げる住所と同一の場合に限る）

市民局地域活動推進課
担当　竹ノ内、渡邉
電話 045-671-2317 /FAX 045-664-0734
ﾒｰﾙ　sh-chiikikatsudo@city.yokohama.lg.jp